

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 186 行)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

| 時 期                    | 件 数          | 金 額          |
|------------------------|--------------|--------------|
| 平成 17 年 10 月～12 月      | 1,231        | 898          |
| 平成 18 年 1 月～3 月        | 1,312        | 777          |
| <b>平成 18 年度</b>        | <b>4,446</b> | <b>2,311</b> |
| 平成 18 年 4 月～6 月        | 1,265        | 692          |
| 平成 18 年 7 月～9 月        | 1,203        | 667          |
| 平成 18 年 10 月～12 月      | 1,125        | 517          |
| 平成 19 年 1 月～3 月        | 853          | 435          |
| <b>平成 19 年度</b>        | <b>2,965</b> | <b>1,384</b> |
| 平成 19 年 4 月～6 月        | 804          | 386          |
| 平成 19 年 7 月～9 月        | 799          | 357          |
| 平成 19 年 10 月～12 月      | 721          | 323          |
| 平成 20 年 1 月～3 月        | 641          | 318          |
| <b>平成 20 年度</b>        | <b>2,481</b> | <b>1,184</b> |
| 平成 20 年 4 月～6 月        | 589          | 239          |
| 平成 20 年 7 月～9 月        | 622          | 287          |
| 平成 20 年 10 月～12 月      | 662          | 319          |
| 平成 21 年 1 月～3 月        | 608          | 339          |
| <b>平成 21 年度</b>        | <b>653</b>   | <b>323</b>   |
| <b>平成 21 年 4 月～6 月</b> | <b>653</b>   | <b>323</b>   |

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

| 時 期                    | 対応方針決定済件数    | うち補償件数       | 補償率          |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成 20 年 1 月～3 月        | 631          | 495          | 78.4%        |
| <b>平成 20 年度</b>        | <b>2,214</b> | <b>1,658</b> | <b>74.9%</b> |
| 平成 20 年 4 月～6 月        | 578          | 437          | 75.6%        |
| 平成 20 年 7 月～9 月        | 599          | 467          | 78.0%        |
| 平成 20 年 10 月～12 月      | 620          | 481          | 77.6%        |
| 平成 21 年 1 月～3 月        | 417          | 273          | 65.5%        |
| <b>平成 21 年度</b>        | <b>244</b>   | <b>168</b>   | <b>68.9%</b> |
| <b>平成 21 年 4 月～6 月</b> | <b>244</b>   | <b>168</b>   | <b>68.9%</b> |

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生している、もしくは盗難カードによるローンの借入れである件数・金額を計上(配偶者や親族による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

以 上